

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当たる翌日)
（当たるの翌日）
（當日は、休きがと日）

三 施行期日等

1 この条例は、平成七年四月一日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

条 例

目 次

◇条 例 鳥取県税条例の一部を改正する条例（税務課）

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成七年三月三十一日

鳥取県条例第二十二号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二十二条を次のように改める。

第二十二条 削除

附則第二十四条第三項中「平成七年三月三十一日（メタノール自動車の取得にあつては、平成八年三月三十一日）まで」を「平成七年四月一日から平成九年三月三十一日までの間」に、「百分の二」を「百分の一・二」に改め、同条中第五項を削り、第六項を第五項とする。

1 電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車に係る税率の特例措置を廃止することとした。（附則第二十二条関係）

2 平成六年自動車排出ガス規制に適合する自動車の取得に係る税率の特例措置を廃止することとした。（附則第二十四条関係）

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成七年四月一日から施行する。

(自動車税に関する経過措置)

第二条 この条例による改正前の鳥取県税条例（以下「旧条例」という。）附則第二十二条に規定する電気を動力源とする自動車又は専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車に対して課する平成六年度分の自動車税並びに施行日前に取得された同項に規定するメタノール自動車に対して課する同年度分及び平成七年度分の自動車税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第三条 この条例による改正後の鳥取県税条例附則第二十四条第三項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

- 2 施行日前の旧条例附則第二十四条第五項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。